

# 男女共同参画施設の見直し について

令和3年3月30日

地域・市民生活部 人権・男女共同参画課

# 1. 男女共同参画施設の概要

名 称	建設年度	施 設 の 規 模					管 理 者
		敷地面積	構 造	延床面積	耐震状況	駐車場	
①勤労者女性会館しなのき	平成6年度	1,782㎡	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階	5,272㎡	耐震基準 適応	無し	協同組合長野シーアイ 開発センター
②男女共同参画センター(※ <sup>1</sup> )	—	—	2階の一部を使用 *面積は再掲	296㎡	—	—	長野市 人権・男女共同参画課
③柳町働く女性の家(※ <sup>2</sup> )	昭和52年度	—	鉄骨造 (2階部分を区分 所有)	689㎡	平成21年度 耐震診断 平成24年度 耐震補強	有り	協同組合長野シーアイ 開発センター
④南部働く女性の家	昭和63年度	3,630㎡	鉄骨造・平屋建	697㎡	耐震基準 適応	有り	協同組合長野シーアイ 開発センター

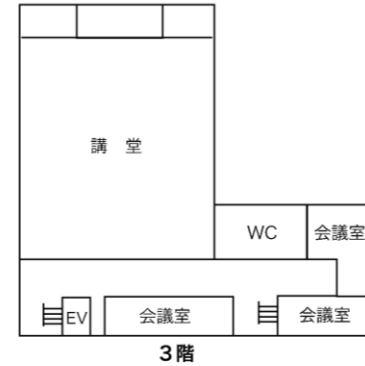
※<sup>1</sup> 男女共同参画センターの管理運営は、市直営で行っているが、施設の保守管理等は勤労者女性会館しなのき指定管理業務に含まれている。

※<sup>2</sup> 柳町働く女性の家は、柳町老人福祉センター(所管:高齢者活躍支援課、地上3階・地下1階、延床面積2,269㎡)の2階部分を区分所有しており、施設全体の保守管理経費等については、面積按分により総費用の3分の1を負担している。

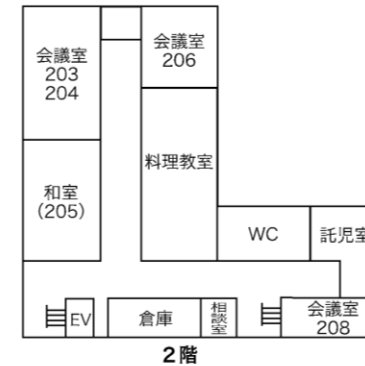
# 2.市有施設配置状況(柳町働く女性の家)



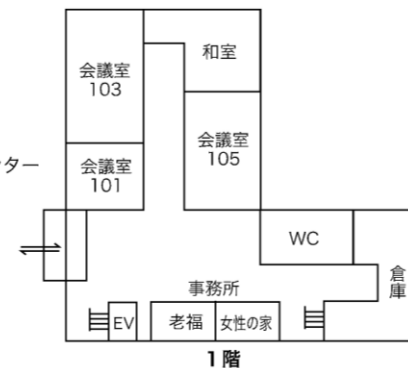
柳町老人福祉センター



柳町働く女性の家



柳町老人福祉センター



## 2. 市有施設配置状況（南部働く女性の家）



### 3. 男女共同参画施設について

#### ①働く女性の家(柳町・南部:2施設)

長野市公共施設個別施設計画 機能の方向性:廃止/建物の対策等:転用

勤労婦人福祉を目的とした関係法令は、既に廃止されている。

「働く女性の家」が目的とした役割は終了していることから、現在の指定管理業務期間が満了となる令和4年3月末をもって用途を廃止する。

#### ②勤労者女性会館しなのき

長野市公共施設個別施設計画 機能の方向性:継続/建物の対策等:長寿命化

勤労者及び女性の福祉増進に資するとともに、市民活動を助長し、男女共同参画社会の実現を図るための拠点施設であり、引き続き管理運営を行う。

## 4. 男女共同参画施設の経緯 ①

～「女性労働者福祉」から「男女共同参画」へ～

6

1972(S47)年 「勤労婦人福祉法」施行

「働く婦人の家」について、その設置に関する努力義務を地方公共団体に課す。

高度経済成長期が終わる1970年代には、雇用者の3分の1が女性となり、その過半数が既婚者となったことから、女性労働関係の福祉増進等を目的とした「働く婦人の家」を全国各地に設置し、女性の“社会参加”を推進。

1978(S53)年 「長野市働く婦人の家(後の柳町働く女性の家)」開館

1986(S61)年 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」に改称し、施行

勤労婦人福祉法の一部改正により成立し、「福祉」の視点のみならず「平等」という視点が加わる。

1989(H元)年 「南部働く婦人の家」開館

## 4. 男女共同参画施設の経緯 ②

～「女性活躍推進に向けた」取組強化へ～

1995(H7)年 「勤労者女性会館しなのき」開館

1997(H9)年 改正「男女雇用機会均等法」施行

努力義務規定が解消され、「働く婦人の家」の条項は削除される。

1999(H11)年 「男女共同参画社会基本法」施行

初めて法律で「男女共同参画社会」が定義づけられることになる。

2004(H16)年 「勤労者女性会館しなのき」内に「男女共同参画センター」設置

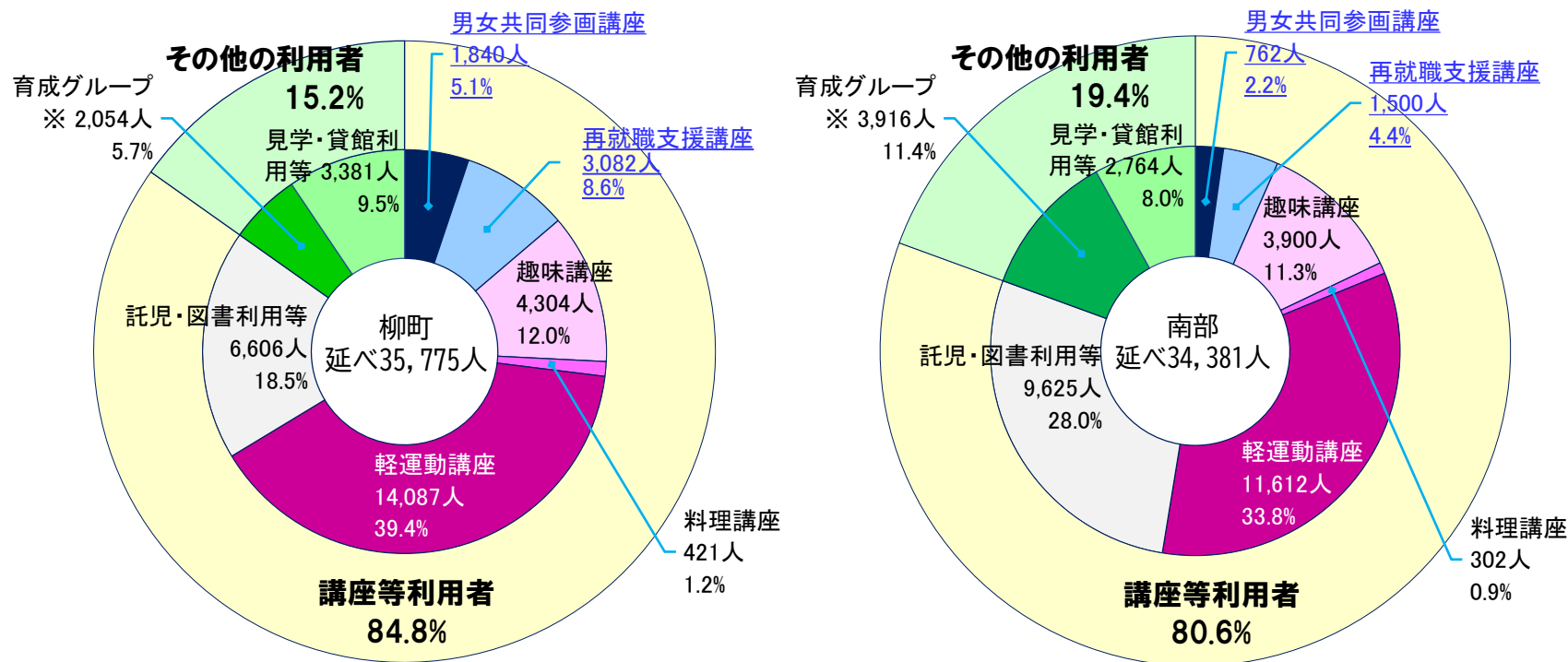
“女性活躍推進”や“ワーク・ライフ・バランスの実現”に向けた施策に方向転換するなか、女性労働者の福祉増進等を目的とした社会参加型事業を推進する「働く女性の家」の役割は終了。

2015(H27)年 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

# 5. 働く女性の家の利用状況について

## 令和元年度 延べ利用者数実績

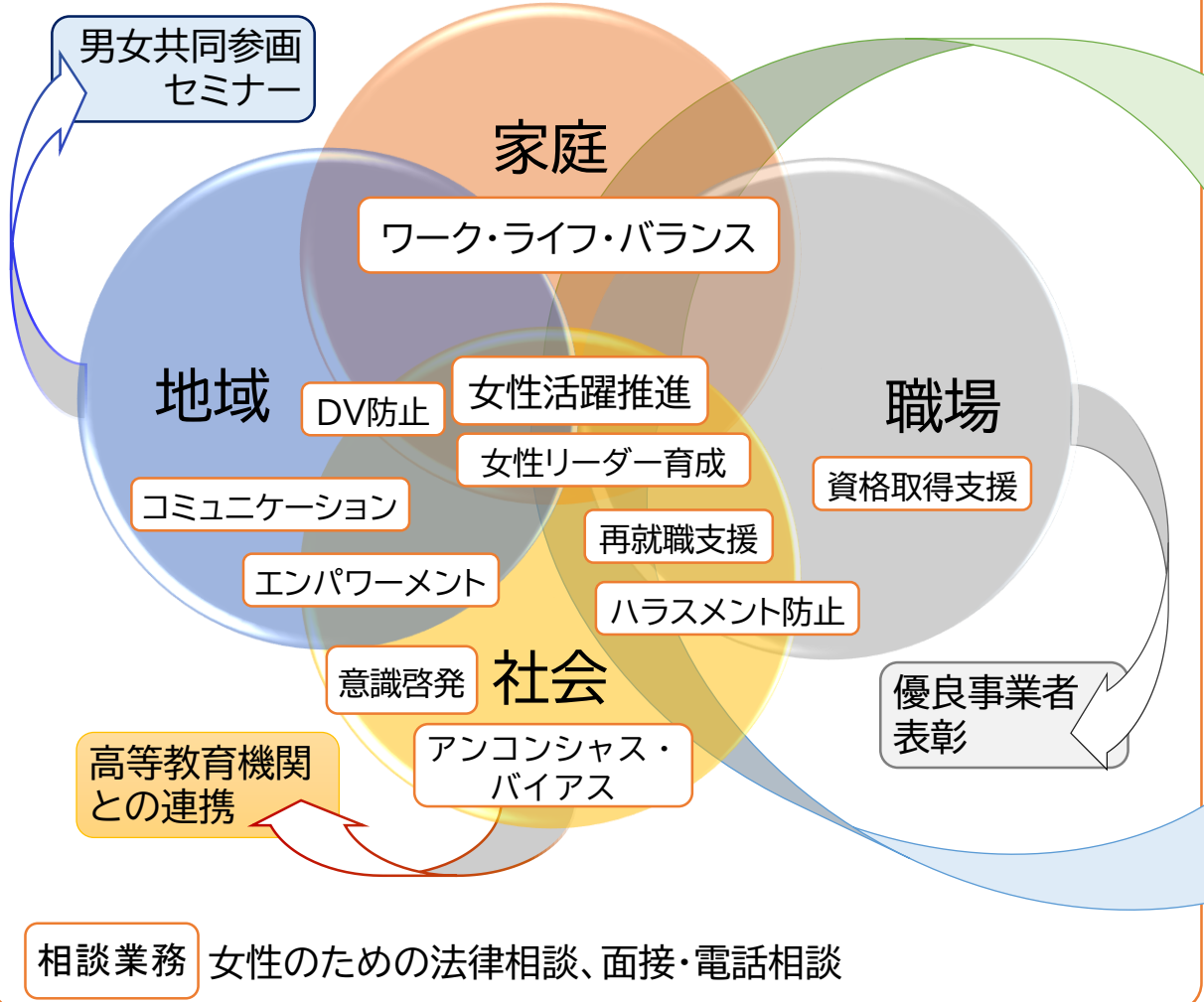


「育成グループ」とは  
 女性の家が主催した講座等の修了者によるグループ又は、女性の家の指導によって組織された女性の家の利用者グループのこと



# 6. 男女共同参画事業の拡充について (令和4年度以降)

## 男女共同参画センター 【ジェンダー平等・女性活躍推進の拠点】



**企画講座** **相談業務**

市有施設で男女共同参画センター関連事業を展開

- 勤労青少年ホーム
- 市立公民館
- 交流センター
- 権堂イーストプラザ

など

拡充

**デジタル化の推進**

- 市内外の施設との連携
- オンライン型式の講座・講演会等の開催促進

**オンライン講座**

**オンライン シンポジウム**

など

拡充

## 6. 男女共同参画事業の拡充について① (令和4年度以降)

### ➤ 講座・講演会等のデジタル化推進

オンラインによる講座・講演会等は、会場を確保する従来の開催方式に比べ、次のメリットがあり、今後も多くの利用が見込まれる。

- ① 会場となる場所や開催時間に制限されることなく参加できる。
- ② 講師が遠方でも、比較的容易に招へいできる。
- ③ チャットやアンケート機能を使って、より受講者等の声を拾うことができる。
- ④ 受講者同士がオンライン上でコミュニティを形成できる。
- ⑤ コロナ禍における3密回避が可能となる。 など



**講座・講演会の期待する効果・成果等により、「会場対面型式」「オンライン型式」双方の特徴を活かした効果的な開催方法を選択する。**

## 6. 男女共同参画事業の拡充について② (令和4年度以降)

### ➤ 企画講座・講演会等の充実

これまで「働く女性の家」が実施してきた男女共同参画に関する講座等は、「男女共同参画センター」が引き継ぐ。また、既存の男女共同参画センター事業については見直しを図り、**本市における「ジェンダー平等」「女性活躍推進」の拠点として具体的な事業を展開する。**

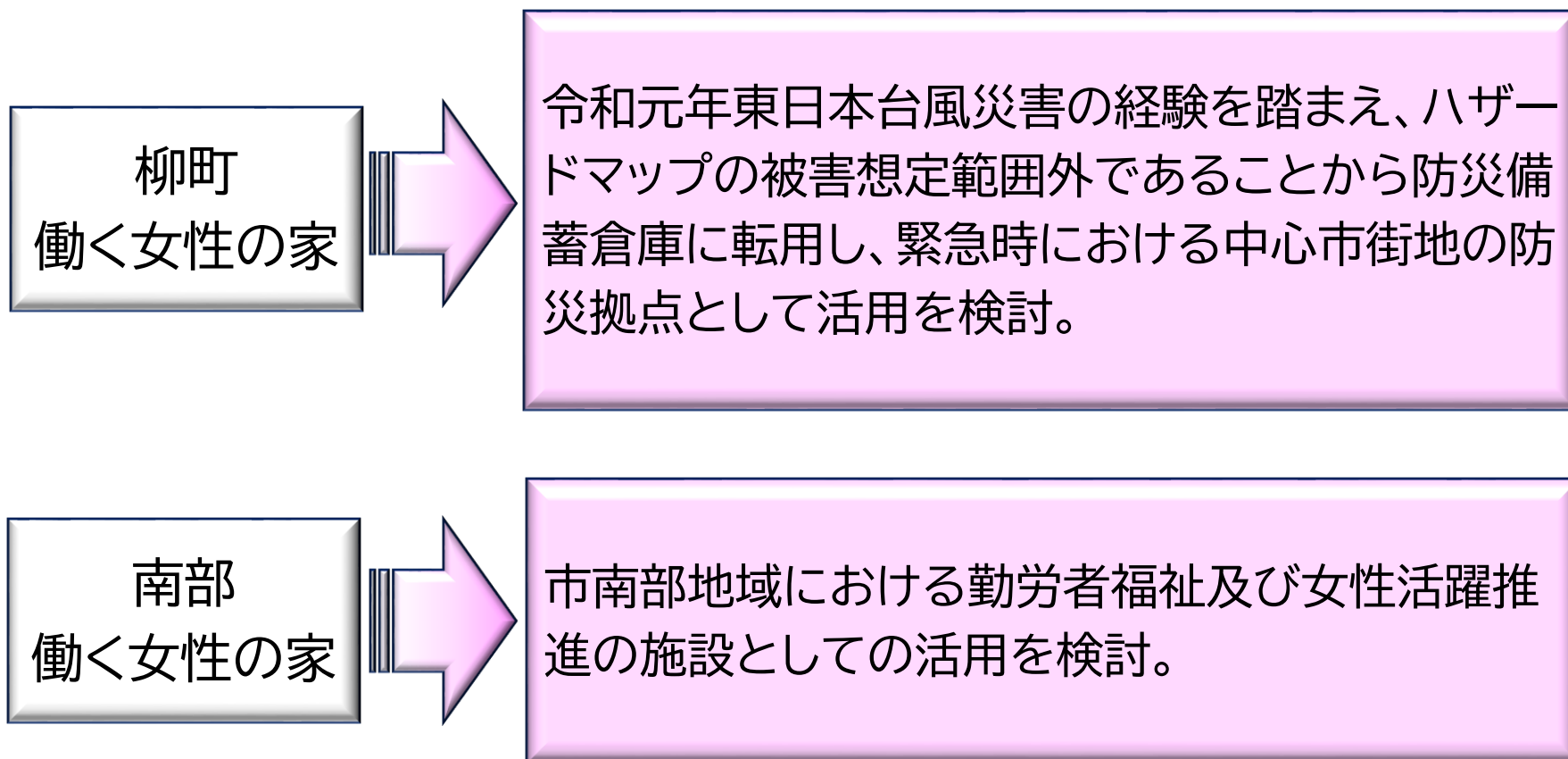
### ➤ 市内各地における男女共同参画事業の拡大

他の市有施設を利用して、「ジェンダー平等」や「女性活躍推進」に関する事業を実施し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を進める。

- ◆ 働く女性の家は、次期(令和4年度～)指定管理施設から除外する。
- ◆ 男女共同参画センターの業務は、次期指定管理から「勤労者女性会館しなのき」の指定管理業務に含め一体的な管理運営を図る。

## 7. 建物の後利用(案)について

「働く女性の家」の機能廃止後の建物の取扱いについては、庁内において活用方法の検討を進める。



## 8. 今後のスケジュール(案)

令和3年	4月	7日	政策説明会	男女共同参画施設の見直しについて各会派へ説明
	6月		市議会	一部改正条例、廃止条例を提出
	7月	1日		指定管理の募集開始
				働く女性の家利用者への説明(随時)
	8月	31日		指定管理の申請受付終了
令和4年	~3月			建物の後利用について調整
	3月	31日		「働く女性の家」の廃止
	4月	1日		「勤労者女性会館しなのき・男女共同参画センター」の指定管理者による管理運営開始